

当施設における保育の提供に当たり、保護者の皆様に説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設の目的及び運営の方針

【施設の概要】

施設種別	保育所
運営法人名称	伊丹市
施設名称	伊丹市立中央保育所
施設所在地	伊丹市行基町1丁目50番地
設置年度	昭和36年
施設の電話番号	072-779-6643
施設管理者の職名・氏名	施設長 酒井 智予（令和6年度）

【伊丹市立中央保育所の目的及び運営方針】

伊丹市の保育所の保育方針は、「保育所保育指針」に依拠します。「遊び」は子どもたちにとって「学び」の場です。子ども達が「遊び」に主体的に関わることができるよう、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域を基本とした乳幼児の保育・教育を推進します。

1. 主体性と意欲を大切にします
2. 健やかな心と体を育てます
3. 愛着関係の形成と情緒の安定を図ります
4. 互いに認め合い、共に育ち合う集団を目指します
5. 人とのかかわりを大切に、協同的に学び合います
6. 発達の連続性を大切に、小学校との連携を図ります
7. 家庭や地域社会との協働性を図ります
8. 地域に愛され、地域を愛する心を育てます

2 提供する保育の内容等

【中央保育所の保育理念】

安全・安心な保育環境のもと
「たくましく生きる力・学びに向かう力」を育む

【中央保育所の保育方針】

「子どもの主体性が育つ保育」

【中央保育所の主な年間行事等】

*変更する場合があります。

4月	全体・クラス懇談会	10月	大きくなったDAY（4・5歳児） 保育参観（0・1・2・3歳児）
5月	保育参観（3・4・5歳児） 個人懇談 園外保育（4・5歳児）	11月	園外保育（3・4・5歳児）、健康診断（内科） さつま汁クッキング
6月	健康診断（内科・歯科）、カレークッキング	12月	お楽しみ会
7月	水遊び、プール、七夕	1月	就学児懇談会（5歳児保護者） 町の先生事業
8月	水遊び、プール	2月	参観日（3・4・5歳児） 交通安全クラブ（5歳児）
9月	町の先生事業	3月	ひなまつり、お別れ会、卒園式 お別れ園外保育（3・4・5歳児）

*毎月実施 避難訓練 誕生会 身体計測

3 職員の体制

施設長、副施設長、保育士、調理師、調理員、用務員、嘱託医、嘱託歯科医。
（令和7年度の職員体制については、令和7年4月1日に決定します。）

4 保育を行う日及び時間等

保育を提供する日	月曜日から土曜日まで。ただし以下の休業日を除く。 国民の祝日、12月29日から12月31日、1月2日及び3日、その他施設長が必要と認める日		
保育を提供する時間	保育標準時間（11時間）	平日	午前7時00分～午後6時00分
		平日（延長保育）	午後6時00分～午後7時00分
		土曜日	午前7時00分～午後6時00分
	保育短時間（8時間）	平日	午前8時30分～午後4時30分
		平日（延長保育）	午前7時00分～午前8時30分 午後4時30分～午後6時00分 （延長保育）午後6時00分～午後7時00分
		土曜日	午前8時30分～午後4時30分

※就労事由の保育時間は、勤務時間と通勤時間との合算した時間とした時間です。（プライベートの時間は含みません。）保護者の勤務が休みのときは、入所児童の保育はお休みとなります。なお、その他の事由による保育利用時間は、施設長が定めます。

5 利用定員

施設の 利用定員	0歳児	15人	3歳児	34人		
	1歳児	17人	4歳児	45人		
	2歳児	24人	5歳児	45人	合計	180人

※弾力運用により利用定員数を超えて受入れを行うことがあります。

6 利用等

利用の開始は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育認定を受け、伊丹市の利用調整のうえ、当施設に入所を決定された月の初日より保育の提供を行います。また、利用乳幼児が小学校へ就学したとき、保育の必要性の事由に該当しなくなったとき、市外転出するとき、長期欠席するとき、その他の利用の継続について重大な支障又は困難が生じたときには、利用の終了となります。

7 保育料（利用者負担額）等

【保育料】

2歳児クラス以下の児童は、下記の表のとおりです。なお、3歳児クラス以上は、無償となります。
利用者負担額（月額）表（2号認定・3号認定）

階層	市民税所得割	標準時間	短時間	階層	市民税所得割	標準時間	短時間
1	生活保護	0	0	5-1	97,000-108,399	35,400	34,900
2-1	非課税	（※要保護）	0	5-2	108,400-168,999	42,800	42,200
2-2		0	0	6-1	169,000-190,299	51,100	50,300
3-1	均等割のみ	（※要保護）	4,800	6-2	190,300-300,999	58,900	58,000
		8,800	8,500	7-1	301,000-338,999	68,700	68,800
3-2	1-48,599	（※要保護）	7,150	7-2	339,000-398,999	77,600	76,400
		14,300	14,000	8	397,000以上	87,400	86,000
4-1	48,600-50,899	（※要保護）	8,750				
		17,500	17,200				
4-2	50,900-54,899	（※要保護）	9,000				
		20,000	19,700				
4-3	54,700-77,100	（※要保護）	9,000				
		28,500	28,100				
	77,101-98,999		28,500				

単位：円